

訂正公告

志戸前川地区地すべり調査業務

令和6年3月28日付け公告した「志戸前川地区地すべり調査業務」について、以下のとおり訂正します。

令和6年4月1日

分任支出負担行為担当官

盛岡森林管理署長 山口 孝

1 訂正箇所及び内容

現場説明書

4 頁

10 主要の業種区分について の記載を追加。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは 東北森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>) をご覧下さい。